秋の火災予防運動

実施期間

２０２６年（令和８年）１１月９日（月）～１１月１５日（日）

目的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする

実施事項

- 住宅防火対策の推進
- 地震火災対策の推進
- 林野火災予防対策の推進
- 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- 放火火災防止対策の推進
- 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- 乾燥時及び強風時の火災発生に対する警戒の強化
- 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

住宅防火 いのちを守る １０のポイント

火災は、ささいな油断から発生します
危険が潜んでいないか、この機会に確認しましょう！

［４つの習慣］

1．寝たばこは、絶対にしない、させない
2．ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
3．こんろを使うときは、火のそばを離れない
4．コンセントは、ほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

［６つの対策］

1．火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
2．火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的（１年に２回程度）に点検し、１０年を目安に交換する
3．火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する
4．火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
5．お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
6．防火防災訓練への参加、戸別訪問等により、地域ぐるみの防火対策を行う



２０２６年度 全国統一防火標語　火の確認　いい日を支える　いい習慣

～ご家庭で、職場で、みんなで声をかけあい、火災のない安全・安心な地域をつくりましょう～

【実施機関】福山地区消防組合、福山市消防団・府中市消防団・神石高原町消防団
【協力団体】福山市防火協会連合会、福山市南・北・東・西・芦品・深安防火協会、福山地区危険物安全協会、福山地区防火連絡協議会



たき火・野焼きに御注意！

～「たき火」が火災発生原因の上位となっています～

たき火をしても大丈夫？　たき火をする前に、法令適合性をチェック✅しましょう。

Q１.燃やすものは何ですか？

① 家庭ごみ、ビニール、プラスチック、タイヤ、板切れなど → **【結果：ＮＧ】法律違反です！（罰則あり）**
これらを燃やす行為は「不法焼却」として法律で禁止されています。絶対に行わないでください。

② 剪定した枝、落ち葉、刈草、購入した薪（有価物）など

担当課
- 福山市廃棄物対策課　☎084-928-1073
- 府中市環境衛生課　☎0847-44-9144
- 神石高原町健康衛生課　☎0847-89-3366

Q２.たき火の目的は、やむを得ないもの（※）ですか？
（例：農業のための害虫駆除や草焼き、伝統行事、キャンプファイヤーなど）

① いいえ → **【結果：ＮＧ】法律違反の可能性があります！**
廃棄物の処分目的の焼却は原則禁止です。市町のルールに従って処分してください。

② はい

※公益や社会慣習として法令で認められる焼却行為をいいます。

担当課：同上

Q３.煙やにおいで、近所に迷惑がかかる可能性はありませんか？

① 迷惑がかかる可能性がある → **【結果：トラブル注意】**
煙やにおいは近隣トラブルの原因になります。風向き・時間帯・焼却量に配慮するか、中止を御検討ください。

② 迷惑はかからない

担当課：福山市環境保全課　☎084-928-1072　府中市・神石高原町は同上

Q４.現在、市町に「林野火災注意報」や「林野火災警報」は出ていますか？

① 出ていない → **【結果：ＯＫ】ただし！**
消防署への届出、消火準備、気象状況の確認、安全な場所での実施、監視、完全消火を徹底してください。

ホームページで確認！

② 出ている

担当課：福山地区消防組合消防局予防課　☎084-928-1192

Q５.場所は、条例で定められた「火気使用制限区域」ですか？

① はい → **【結果：ＮＧ】条例違反です！**
火災の危険が特に高いため、条例で火を扱うことが制限されています。
注意報発令時：努力義務
警報発令時　：罰則あり

ホームページで確認！

② いいえ → **【結果：ＯＫ】ただし！**
消防署への届出、消火準備、気象状況の確認、安全な場所での実施、監視、完全消火を徹底してください。

担当課：同上

※判断に迷ったら、必ず消防局予防課、最寄りの消防署又は各市町の担当課に御相談ください。